

公示番号：161137

国名：マケドニア旧ユーゴスラビア共和国

担当部署：地球環境部 森林・自然環境グループ 自然環境第二チーム

案件名：「持続的な森林管理を通じた、生態系を活用した防災・減災(ECO-DRR)能力向上プロジェクト」詳細計画策定調査（森林管理/治山技術）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：森林管理/治山技術
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参団

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2017年3月下旬から2017年5月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.5M/M、現地 0.83M/M、合計 1.33M/M
- (3) 業務日数：準備期間 5日 現地業務期間 25日 整理期間 5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：3月8日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報 >公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型)公示にかかる応募手続き)

(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>) をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年3月21日(火)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事予定者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点

(計100点)

類似業務	治山を含む森林管理に関する各種業務
対象国／類似地域	マケドニア／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：
特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

マケドニア旧ユーゴスラビア共和国（以下、「マケドニア」という）はバルカン半島に位置し、人口208万人（2014年）、面積約2.6万km²（九州の約3分の2）の内陸国である。マケドニアの国土に占める森林の割合は37%であり、うち天然林が89%で、人工林が11%である。バルダル川の流域が国土の80%を占めており、国土全体の約8割が山岳・丘陵地帯である。国土の96.5%が土壌浸食の過程にあるとされているなど、土壌侵食、地すべり、洪水、鉄砲水等による被害が住宅地、交通インフラ、農地等に深刻な影響を与えている。

森林の多くが山岳・丘陵地帯に位置しており、土壌保全や流域管理の観点から山地における森林生態系の維持・管理が必要となっているなか、マケドニアでは、森林火災が森林生態系に対する最も深刻な脅威の一つとなっており、1998年からの観測で毎年90件以上発生している。特に、2007年には620件の森林火災が起こり、国家緊急事態宣言が発令された。この事態に政府は近隣クロアチアへ要請し、ヘリコプターによる消火活動の支援も受けている。1998年から2015年の被害総額では約46億円にもなっている。

この森林火災の被害に対応するため、マケドニア政府からの要請に基づき、JICAは「森林火災危機管理能力向上プロジェクト」を2011年から14年まで実施した。このプロジェクトでは、「危機管理センター（CMC）」を先方実施機関とし、マケドニア森林火災情報システム（MKFFIS：マクフィス）の整備を通じて、森林火災を中心とした災害に対応できる体制の構築を行い、防災・減災の能力強化という観点でマケドニア政府からも高く評価されている。

また、マケドニア政府とJICAは、MKFFISの普及を含め、右プロジェクトの成果を近隣国とも共有するため、第三国研修「森林火災の予防及び早期警戒のための統合システムの開発」を2015年から2017年までの計画で実施している。

このような状況のもと、マケドニア政府は、これまで実施した森林火災対策プロジェクトの成果を踏まえ、森林生態系の有する多様な便益を活用しつつ、上述の土壌侵食、地すべり、洪水等の被害を軽減することを目指し、森林等生態系を活用した防災・減災（以下、「Eco-DRR」という）に関する技術協力プロジェクトを我が国に対して要請した。要請されたプロジェクトは、以下の4つのアウトプットから成り立っている。

①アウトプット1：洪水・土砂災害に対する国家的なリスクアセスメント、予防・早期警戒、対応・復旧に関する体制が強化される。（MKFFISの対応範囲を洪水・土砂災害まで拡大など）

②アウトプット2：森林生態系を計画的に管理・経営するための体制が強化される。（森林の機能類型区分、ゾーニング制度の導入とMKFFISとの連携、森林計画制度の強化など）

③アウトプット3：森林管理・整備や治山に関する技術や実施体制が強化される。（育苗技術の強化、植林や治山ダムの設置を通じた治山に関するパイロット活動の実施、便益分析など）

④アウトプット4：Eco-DRRに関する政府担当者の業務実施能力が強化されるとともに、地域住民の認識が向上する。（取り組みのマニュアル化、地域住民に対する普及啓発、第三国研修の実施など）

今回実施する詳細計画策定調査では、2016年5月にマケドニアにおいて現地調査を実施した「森林等生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）に関する情報収集・現況分析調査」の結果も踏まえ、具体的な実施体制、目標設定、活動内容等について確認・協議を行い、プロジェクトに関わる合意文書（M/M）締結を行うことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員と協力調整しつつ、要請書上のアウトプット2と3を主に担当し、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。また、本業務従事者は、担当する業務部分について報告書を取り纏めて提出する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備期間（2017年3月下旬～2017年4月上旬）

- ①要請書、既存の文献、関連報告書（後述）等をレビューし、要請背景・内容、関連案件情報を把握する。
- ②IUCN（国際自然保護連合）等の他ドナーが実施する類似プロジェクトに関する資料・情報の収集、分析を行う。
- ③担当分野にかかる対処方針（案）を作成し、JICAの確認を得る。
- ④上記③に基づき、現地調査で収集すべき情報を検討する。
- ⑤担当分野のPDM（案）・PO（案）（英文・和文）の作成に協力する。
- ⑥C/P機関及び関係機関（危機管理センター、農業・森林・水経済省、マケドニア森林公社等）、他ドナー等に対する質問票（案）（英文）を作成する。質問票はJICA本部で確定したのち、JICAバルカン事務所よりメールで関係機関に配布する予定である。
- ⑦調査団打合せ、対処方針会議等に参加する。

（2）現地業務期間（2017年4月上旬～4月下旬）

- ①JICAバルカン事務所との打合せに参加する。
- ②C/P機関をはじめとするマケドニア関係機関との協議及び現地調査に参加し、詳細計画策定調査の実施方法について説明する（基本的には別途派遣される評価分析団員が調査の実施方法については説明するが、本業務従事者は必要に応じて補足説明を行うとともに、評価分析団員と分かれて調査を実施する際には本業務従事者が調査の実施方法についても説明を行う）。
- ③事前に先方政府へ配布した質問票の回答を回収し、結果の分析を行う他、必要に応じて対象地域の住民等からも聞き取り調査を行い、事前評価及びプロジェクトのデ

ザインに必要な情報収集・分析を行う。

- ④評価分析団員とも協力し、プロジェクトの概要（協力の範囲、活動内容、投入規模、実施工程、現地再委託の有無等）作成に必要な以下の情報・資料を収集・分析する。その他、必要と考えられる項目があればプロポーザルにて提案すること。
 - ア) マケドニアにおける森林管理に関する政策・制度、計画、戦略、実施体制
 - イ) 「森林等生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）に関する情報収集・現況分析調査」により特定されたプロジェクトサイト候補地を基本とし、最終的なプロジェクトサイトを3～5に絞り込むための各サイトにおける自然状況及び森林管理の実施体制等
 - ウ) アウトプット2に関し、マケドニア側から要請されている活動に関する妥当性、実施体制、予算等
 - エ) アウトプット3に関し、マケドニア側から要請されている活動に関する妥当性、実施体制、予算等（特に、治山ダム等の設置に関する予算規模の検討）
 - オ) 本プロジェクトにより実施するEco-DRRモデルの国内他地域への普及展開等に関する体制や方針に関する確認
- ⑤上記調査結果を踏まえ、上記（1）⑤で作成したPDM（案）（和文・英文）、P0（案）（和文・英文）について担当分野の改訂作業に協力する。
- ⑥関係者との協議で合意された内容につき、R/D（案）（英文）及びM/M（案）（英文）の取りまとめに協力する。
- ⑦担当分野に係る現地調査結果をJICAバルカン事務所等に報告する。

（3）帰国後整理期間（2017年4月下旬～5月下旬）

- ①担当分野の事業事前評価表（案）の作成に協力する。
- ②帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ③担当分野に係る詳細計画策定調査報告書を作成する。

8. 成果品等

本契約における成果品は下記の通り。成果品は電子データを持って提出することとする。

- ・担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（和文）：1部

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」

（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。留意点は以下のとおり。

（1）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本-フランクフルト-ベオグラード（ベオグラード-スコピエはJICAが手配する車両での移動）を標準とし、最も効率的、経済的な経路を選択して下さい。但し、昨今のトルコの空港爆破事件を受け、トルコ経由の航空経路は控えて下さい。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地業務期間は2017年4月4日～4月28日を予定しています。本業務従事者は、評価分析団員と共に、JICAの調査団員より約2週間先行して現地調査を開始する予定です。なお、マケドニア政府との調整状況により、派遣時期が多少後ろ倒しとなる可能性があります。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 協力企画 (JICA)
- ウ) 森林管理/治山技術 (本コンサルタント)
- エ) 評価分析 (JICAが別途契約するコンサルタント)

③便宜供与内容

JICAバルカン事務所 (在マケドニアのJICA在外専門調整員を含む) による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舎手配
なし (JICA から宿舎に関する情報を提供します)
- ウ) 車両借上げ
全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
- エ) 通訳傭上
英語⇄マケドニア語の通訳を提供
- オ) 現地日程のアレンジ
基本的に JICA がアレンジします。なお、官団員到着後の関係機関へのアレンジについては、現地業務期間中に本業務従事者によるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供
なし。宿泊先ホテルでの作業が中心となります。

(2) 参考資料

①公開資料

- ・マケドニア「森林火災危機管理能力向上プロジェクト終了時評価調査報告書」
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12238739.pdf>

②配布資料

本業務に関する以下の資料を JICA 地球環境部 森林・自然環境グループ 自然環境第二チーム (TEL:03-5226-9538、担当:佐々木) にて配布します。

- ・要請書 (写)
- ・「森林等生態系を活用した防災・減災 (Eco-DRR) に関する情報収集・現況

分析調査」報告書

(3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA バルカン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。加えて、安全管理を徹底すべく、本業務従事者は現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に登録してください。
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

以上